

組合員証及び被扶養者証の交付終了に伴う

公立学校共済組合広島支部 厚生サービス の御利用について

組合員証及び被扶養者証の新規発行終了について

現在、厚生サービス御利用時においては、必要に応じ、利用者に対して資格確認のため、組合員証、被扶養者証等（以下「組合員証等」という。）の提示が求められています。

このたび、令和6年12月2日をもって組合員証等の交付が廃止されることに伴い、本人資格確認について次の書類等で行うこととします。

御利用方法について

●方法1.マイナポータルの資格情報画面

スクリーンショットやPDFファイルの場合は、保存日時が概ね1ヶ月以内の日付であること

●方法2.資格確認書

マイナ保険証の登録をされていない場合に、当組合から発行されるもの（発送日未定）

●方法3.お手元の有効な組合員証等

令和7年12月1日までは、利用可能

対象となる厚生サービスについて

▼健診事業

特定健康診査・特定保健指導

▼スポーツクラブ法人利用事業

株式会社ルネサンス

▼旅行商品特別割引

東武トップツアーズ株式会社

株式会社たびまちゲート広島

▼特典サービス

株式会社レオパレス21

日本私立学校振興・共済事業団広島会館「広島ガーデンパレス」

アート引越しセンター株式会社

住友林業株式会社

▼本部

公立共済やすらぎの宿



サービス内容に関しましては、広島支部 HP を御覧ください。

トップページ> 広島支部トップページ> 厚生サービスを利用する

(<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/service/index.html>)

